

# 審 査 基 準

平成 27 年 4 月 1 日 作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 17 条第 8 項
処 分 の 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 火薬類取締法第 17 条第 8 項（譲渡許可証等の再交付の申請）、第 50 条の 2（猟銃用火薬類等の特則）</li><li>・ 火薬類取締法施行令第 12 条（政令で定める火薬）</li><li>・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 7 条第 1 項（譲渡許可証等の再交付の申請）、第 13 条（申請及び届出の手續）</li></ul>
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先：警察署生活安全課
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話 022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：